

令和7年度第3回東大阪市都市計画審議会

## 議案書

日時 令和8年1月29日(木) 午後2時

場所 市役所本庁舎18階 大会議室



## 目 次

議案第1号 東部大阪都市計画火葬場の決定(東大阪市決定)について(付議)	.....P 1
議案第2号 東部大阪都市計画道路の変更(東大阪市決定)について(付議)	.....P 6
議案第3号 東部大阪都市計画道路大阪八尾線の変更(大阪府決定)について(諮問)	.....P 18



議 案 第 1 号

令和8年1月29日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画火葬場の決定（東大阪市決定）について（付議）

標記のことについて、都市計画法第19条第1項の規定により、別紙のとおり付議します。

東部大阪都市計画火葬場の決定（東大阪市決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
227-1	東大阪市火葬場	東大阪市布市町三丁目・ 中石切町六丁目	約 2.3ha	火葬炉 12 基

区域は計画図表示のとおり

## 理 由

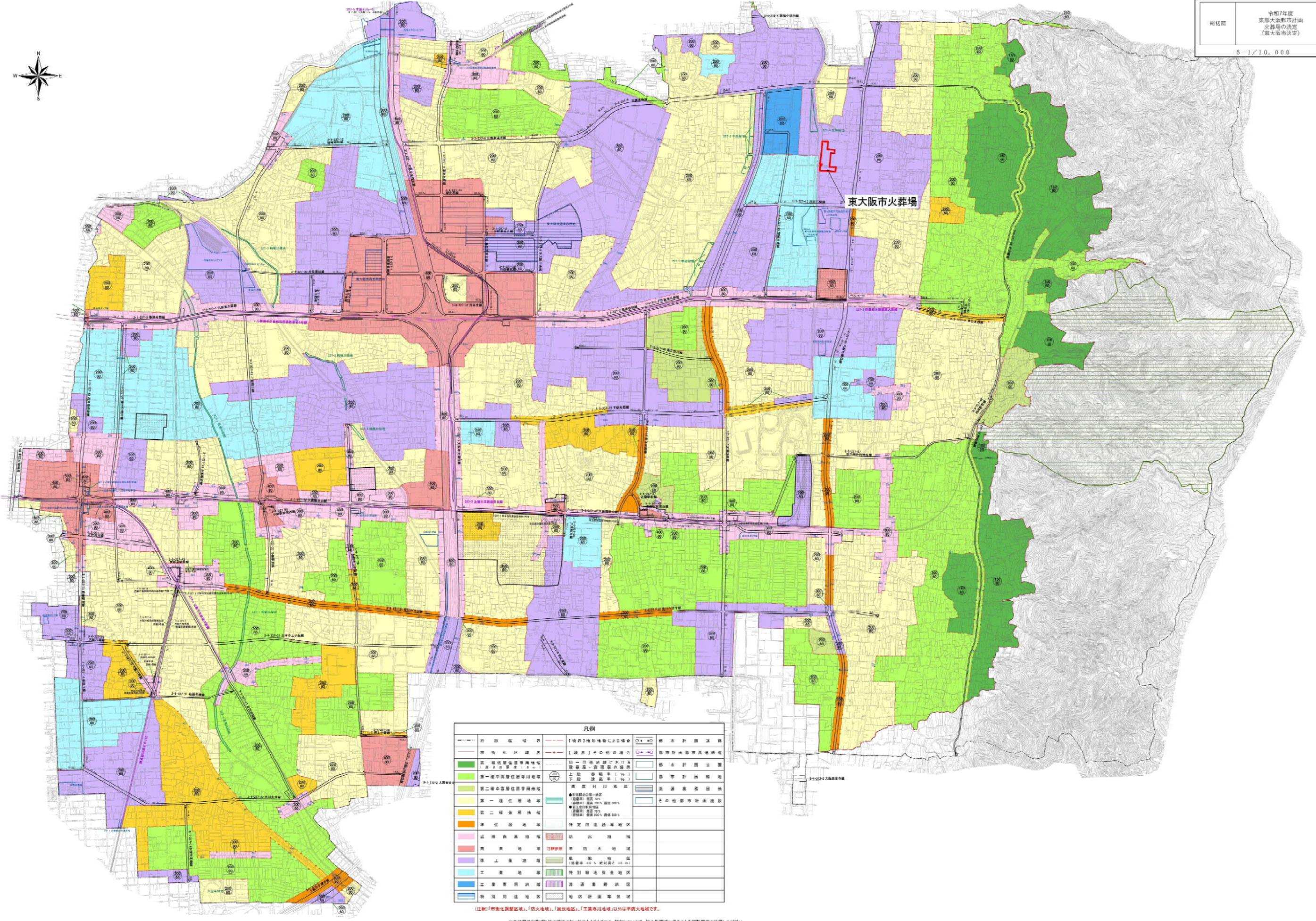
東大阪市では、市立斎場として長瀬斎場、小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場という6つの斎場を設置している。長瀬斎場を除く5つの斎場はいずれも施設・設備の老朽化が進行し、旧式の火葬炉が設置されている斎場もあるため、現状のままでは増加する火葬件数への対応が困難であると想定される。また、大規模な震災などが発生した場合への適切な対応など、市民のニーズに応えることができる施設整備が求められている。

こうした状況を踏まえ、東大阪市第3次総合計画において、「健康づくりと保健衛生の推進」として「今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進める」とされている。また、「東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）」を策定し、その中で、増加する火葬需要への対応や管理運営の効率化等を図るために、長瀬斎場を除く5つの既存斎場を集約して、新しい斎場（以下「新斎苑」という。）を整備する方針としている。さらに、この方針に基づき、新斎苑を整備するうえでの基本的な条件や、基本理念・基本方針等について検討・整理し、その基本的な考えを示す「東大阪市新斎苑整備基本構想」を策定している。

これらの計画に基づき、適正な規模の火葬場を適正な位置に整備し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、火葬場の位置を都市計画に定めるものである。

東部大阪都市計画図（東大阪市）

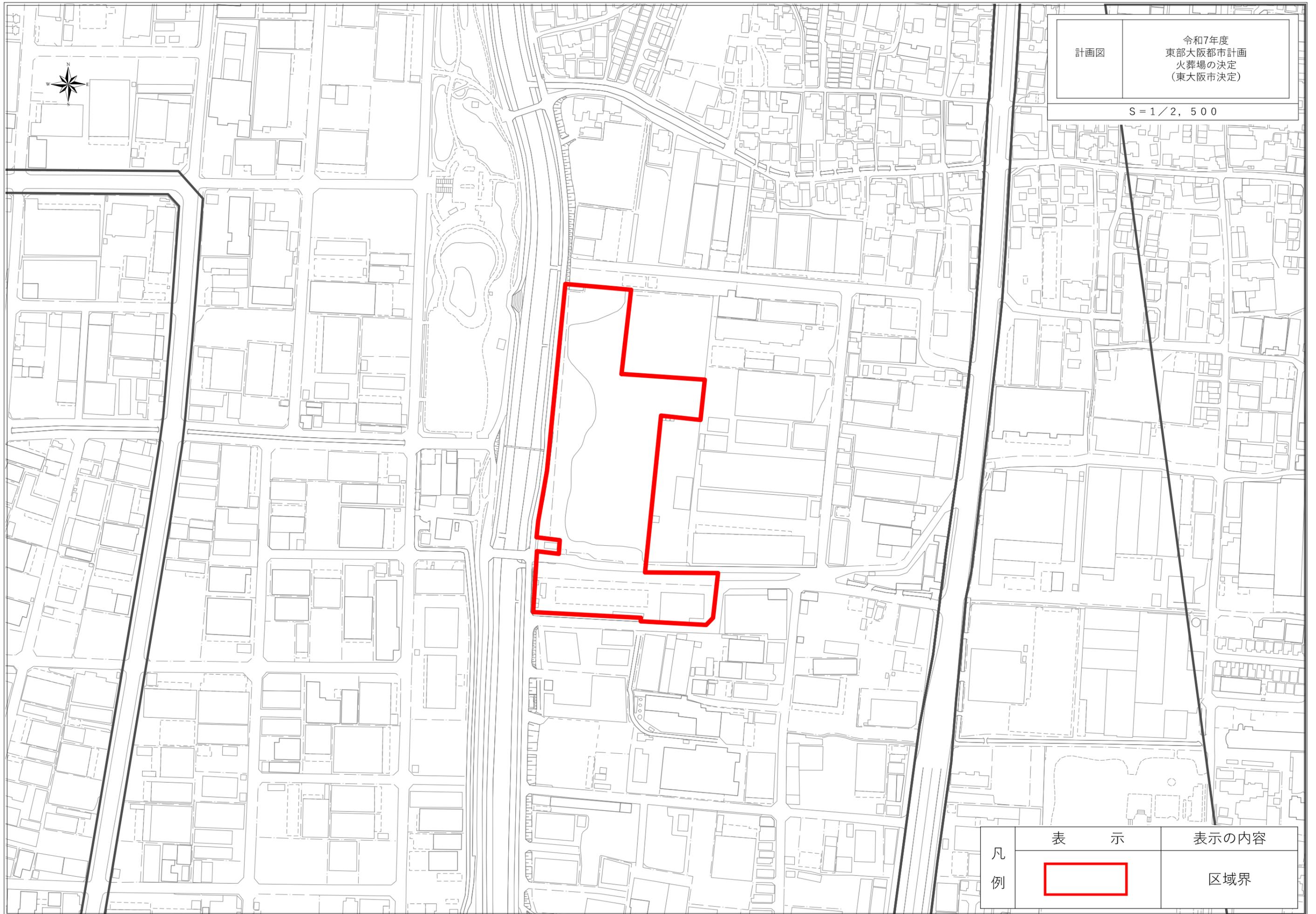
令和7年度  
東部大阪都市計画  
火葬場の決定  
(東大阪市決定)  
5-1/10,000



凡例		
行政区域界	【境界】地形情報による場合	都市計画道路
市界	【境界】その他の場合	都市計画支線道路
第一種中高層住居専用地域	都市計画線（赤）	都市計画公園
第一種中高層住居専用地域 （上段）容積率（%）	都市計画線（青）	都市計画緑地
第一種中高層住居専用地域 （下段）容積率（%）	農業利用地区	法務事務所
第二種中高層住居専用地域	▲指定用途第一種 （容積率：地上10%、地下10%）	その他都市計画施設
第一種住居地域	▲指定用途第二種 （容積率：地上10%、地下10%）	
第二種住居地域	▲指定用途第三種 （容積率：地上10%、地下10%）	
第三種住居地域	▲指定用途第四種 （容積率：地上10%、地下10%）	
近隣商業地域	▲指定用途第五種 （容積率：地上10%、地下10%）	
商業地域	▲指定用途第六種 （容積率：地上10%、地下10%）	
準工業地域	▲指定用途第七種 （容積率：地上10%、地下10%）	
工業地域	▲指定用途第八種 （容積率：地上10%、地下10%）	
工業専用地域	▲指定用途第九種 （容積率：地上10%、地下10%）	
特別用途地域	▲指定用途第十種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十一種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十二種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十三種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十四種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十五種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十六種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十七種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十八種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第十九種 （容積率：地上10%、地下10%）	
	▲指定用途第二十種 （容積率：地上10%、地下10%）	

【注】「特種化調整区域」、「防火地域」、「風致地区」、「工業専用地域」以外は準防火地域です。

※本地図は山崩れ等で明確でない部分もありますので、詳細については、都市計画課に備える閲覧用図で確認してください。  
※準防火地域は掲載していませんので別途お問い合わせください。



計画図

令和7年度  
東部大阪都市計画  
火葬場の決定  
(東大阪市決定)

S = 1 / 2, 500

凡例	表示	表示の内容
		区域界

議 案 第 2 号

令和8年1月29日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画道路の変更（東大阪市決定）について（付議）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、別紙のとおり付議します。

## 東部大阪都市計画道路の変更（東大阪市決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、3・6・227-53号南山麓線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・6・227 - 53	南山麓線	東大阪市東豊浦町地内	東大阪市横小路町一丁目地内	東大阪市上四条町地内	約3,010m	地表式	-	8m	幹線街路と平面交差 1箇所
				東大阪市出雲井町地内	東大阪市出雲井町地内	約170m		2車線	12m	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中、3・6・227-51号柏田長瀬線を廃止する。

旧:黄色字

新:赤字

## 理 由 書

「東大阪市都市計画道路見直し基本方針」（令和6年5月策定）に基づき、対象となる都市計画道路について交通機能や都市環境機能、都市防災機能及び市街地形成機能を評価し、計画の必要性を判断した結果、本案のとおり、東部大阪都市計画道路のうち3・6・227 - 53号南山麓線の一部区間を廃止し、3・6・227 - 51号柏田長瀬線を廃止するものである。



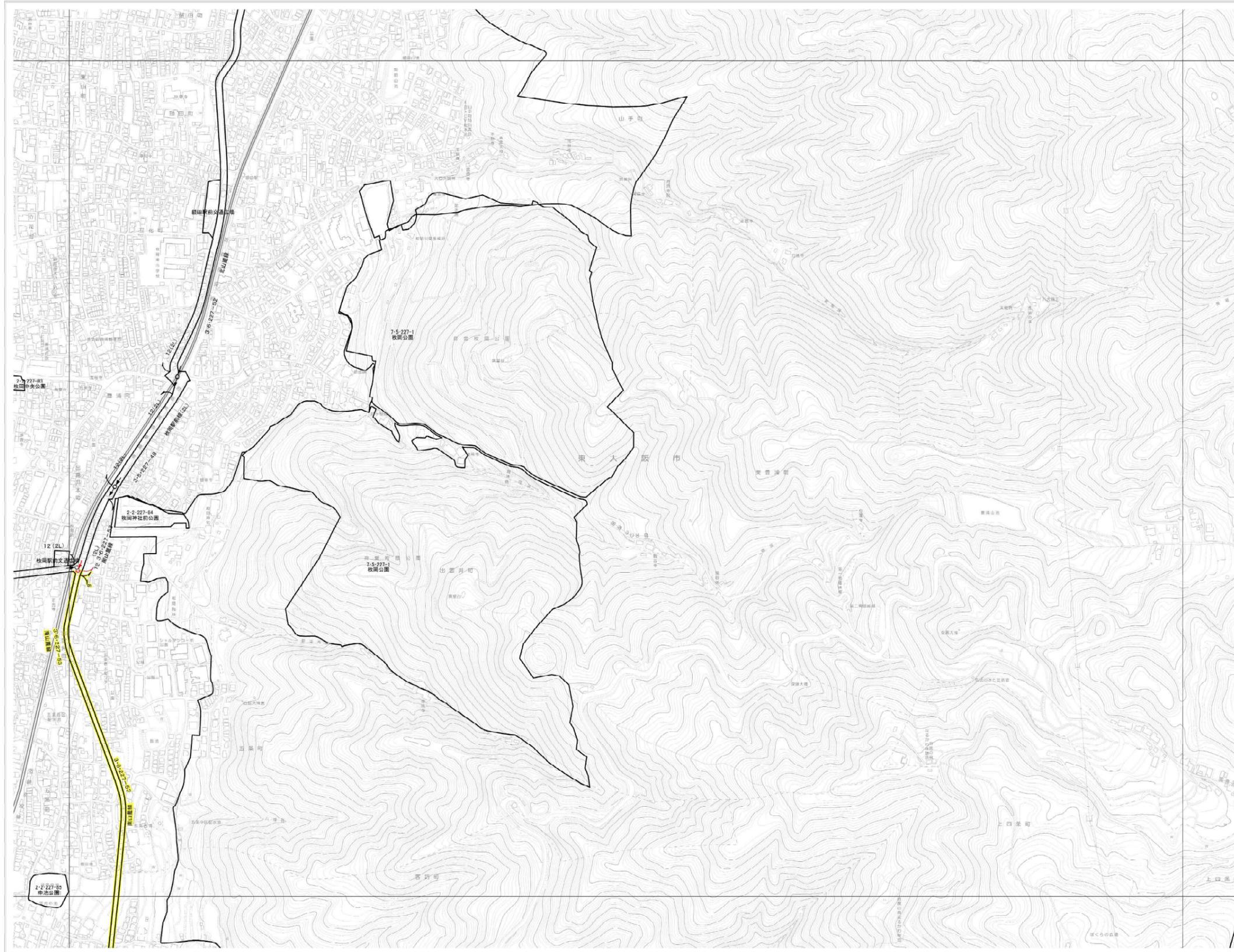
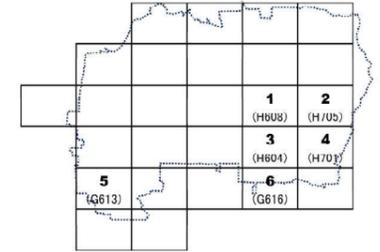




# 東 部 大 阪 都 市 計 画 図 ( 東 大 阪 市 )

2 (H705)

令和7年度	東部大阪都市計画道路の変更(東大阪市決定)
市町村名	東大阪市
路線名	3・6・227-53号 南山線
図面名	計画図
縮尺	1/2,500
図番	2/6



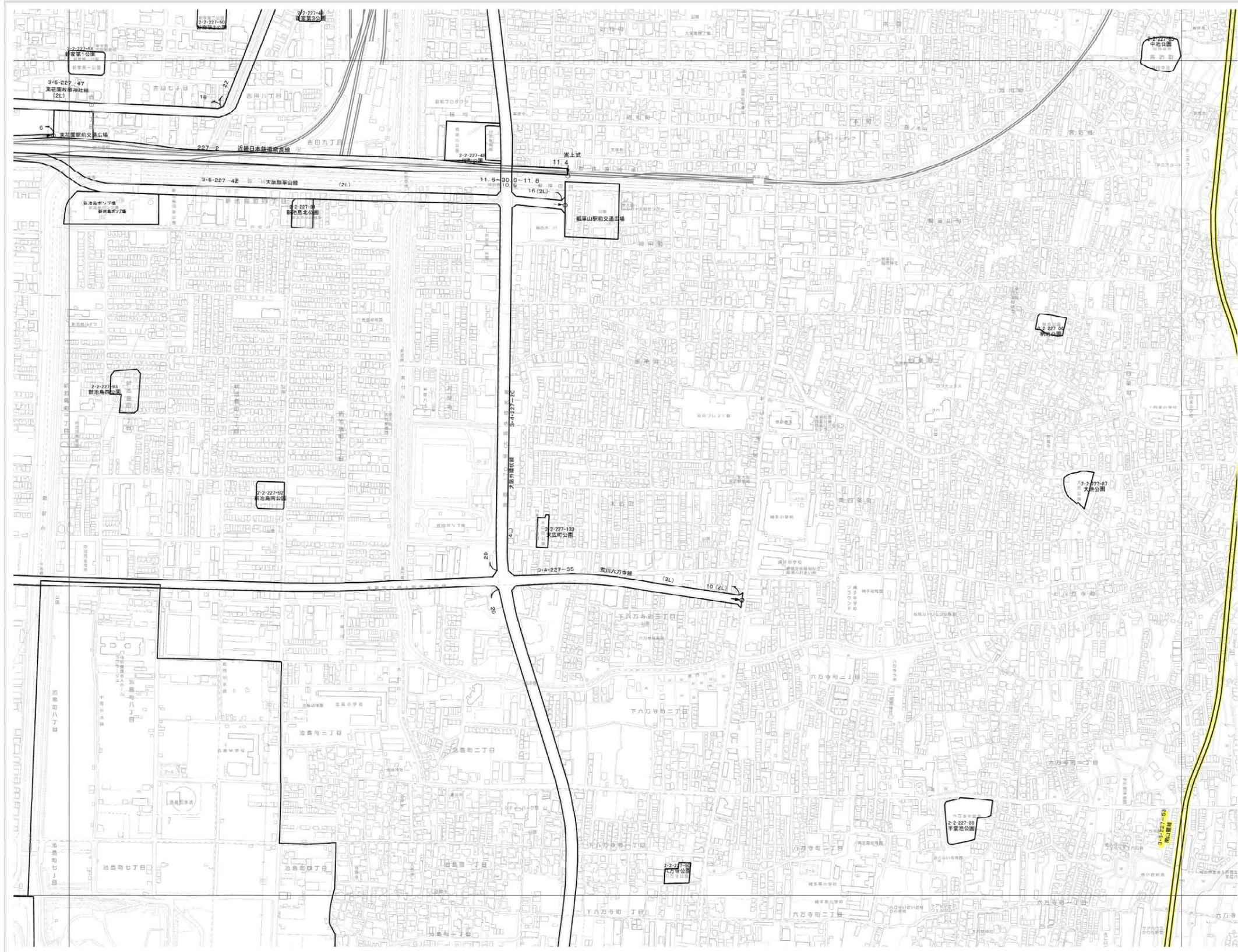
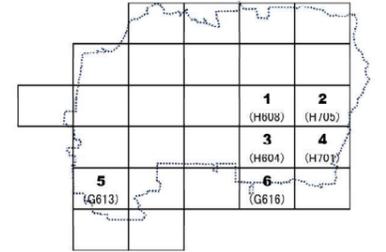
1:2,500



# 東 部 大 阪 都 市 計 画 図 ( 東 大 阪 市 )

3 (H604)

令和7年度	東部大阪都市計画道路の変更(東大阪市決定)
市町村名	東大阪市
路線名	3-6-227-53号 南山線
図名	計画図
縮尺	1/2,500
図番	3/6



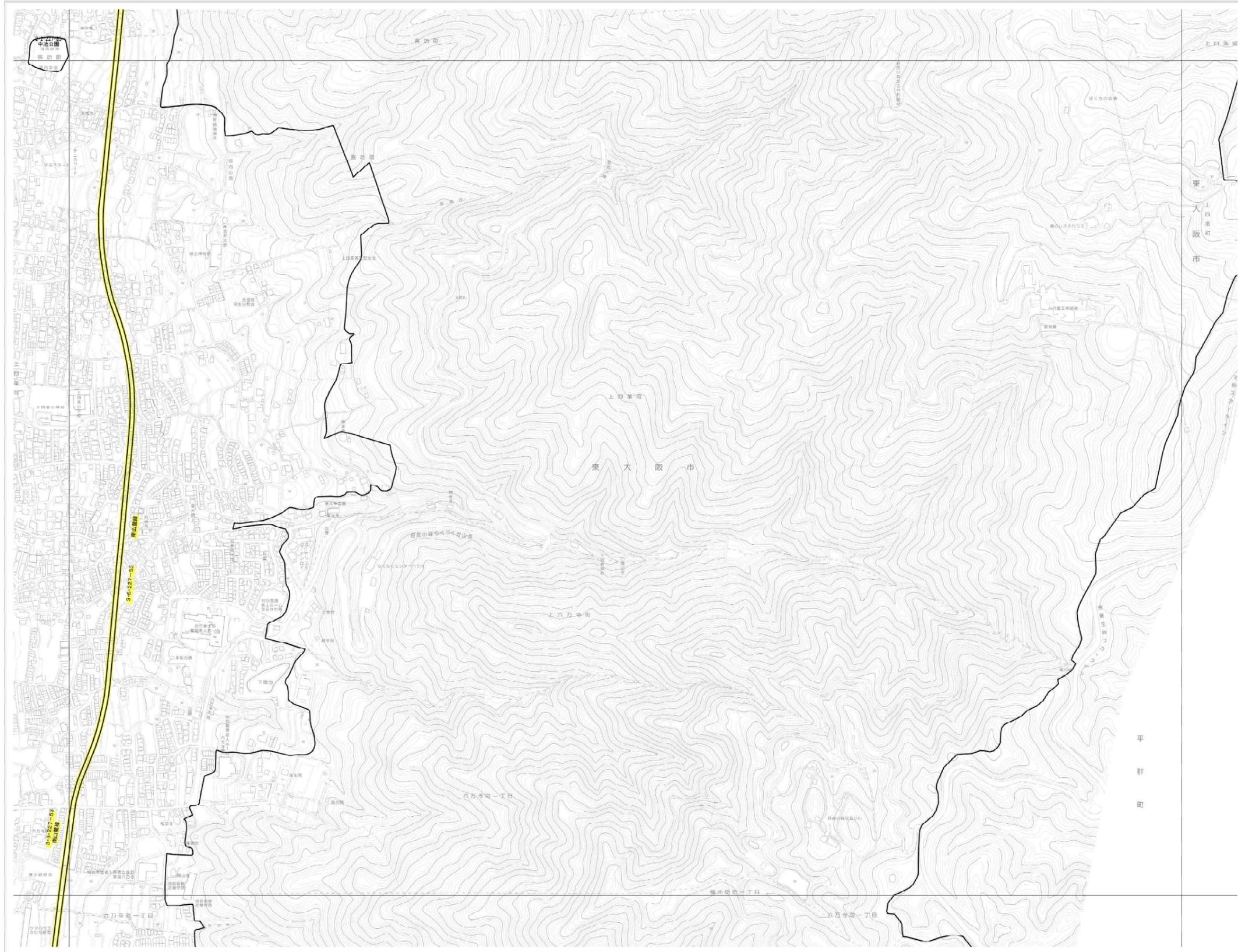
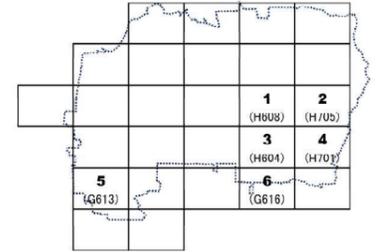
1:2,500



# 東 部 大 阪 都 市 計 画 図 ( 東 大 阪 市 )

4 (H701)

令和7年度	東部大阪都市計画道路の変更(東大阪市決定)
市町村名	東大阪市
路線名	3・6・227-53号 南山線
図名	計画図
縮尺	1/2,500
図番	4/6



1:2,500

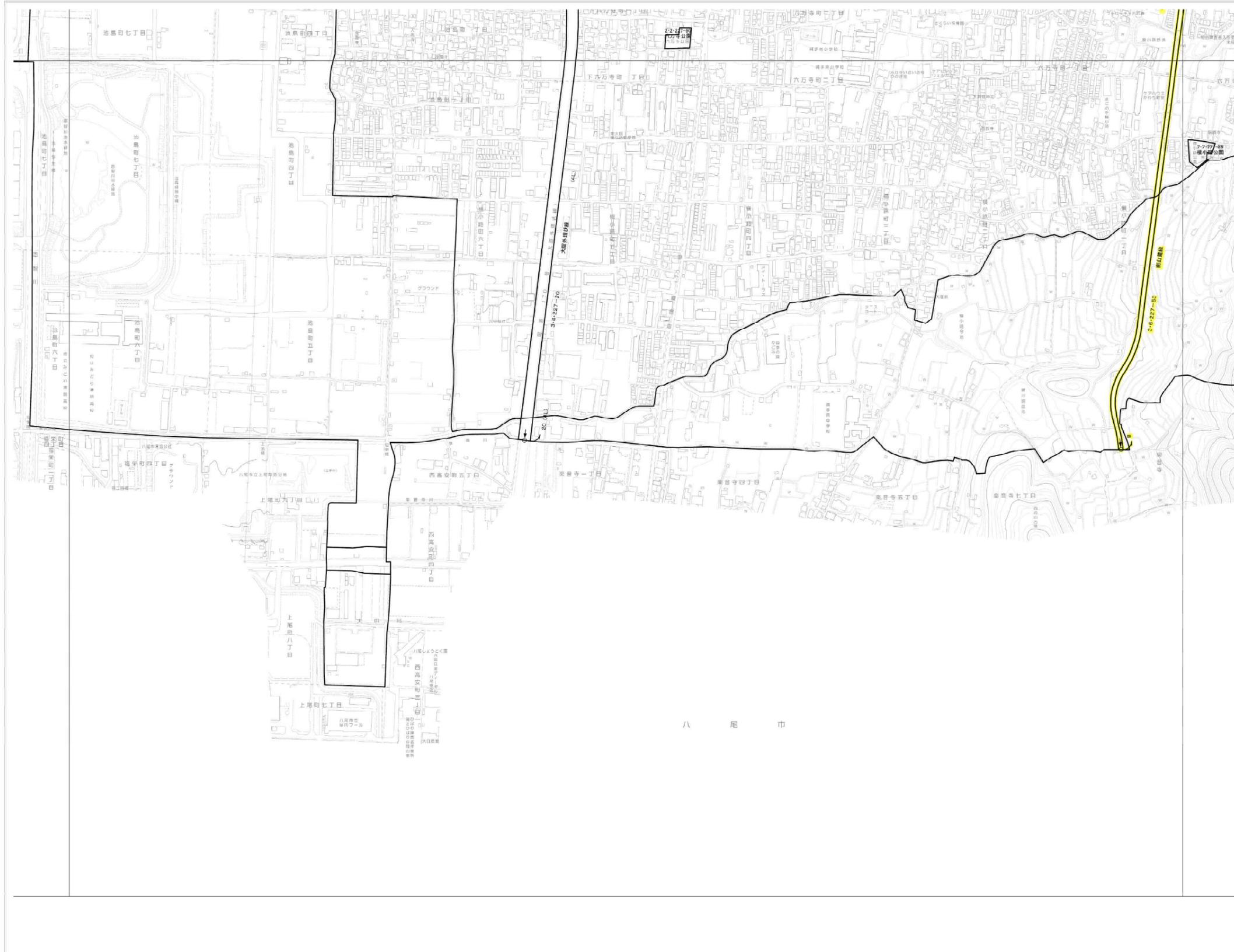
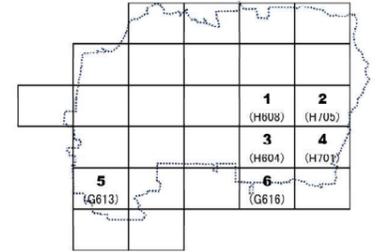




# 東 部 大 阪 都 市 計 画 図 ( 東 大 阪 市 )

6 (G616)

令和7年度	東部大阪都市計画道路の変更(東大阪市決定)
市町村名	東大阪市
路線名	3-6-227-53号 南山線
図名	計画図
縮尺	1/2,500
図番	6/6



1:2,500

## 東部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨と東大阪市の見解

都市計画法第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び東大阪市の見解は次のとおりです。

No.	都市計画案に係る意見書の要旨	東大阪市の見解
1	<p>南山麓線について、旧の大阪外環状線が代替路線となっていますが、まず、この旧・大阪外環状線は、瓢箪山駅前後でアーケード商店街になっており、かなりの距離が通行不能であり、この道路を代替路線とする事ができない地域が少なくありません。また、アーケード商店街の先の旧・大阪外環状線も、歩道のない狭い道路に車、自転車、歩行者が近接して通行し危険な場所も少なくありません（写真・添付ファイルを参照）。そこで、旧でない新しい大阪外環状線を代替とするにしても、これは南山麓線の計画されていた地域からさらに遠方であり、代替路線とするにはかなり不相当で、実際に代替路線として使用する自動車は少ないと想像されます。</p> <p>この計画道路の沿線である市東南部山麓地域は、従来公共交通の空白地域であり、長年にわたり市民が他の手段での移動を強いられてきた地域です。つまり公共交通の往来できる広い道路が求められます。またこの地域は、住宅が密集し、狭小な道路が入り組んだ、特に南北の自動車交通がスムーズにできない地域でもあります。公共交通や一般車のみならず、緊急車両の円滑かつ迅速な移動や、また大地震などの大規模災害時に緊急交通路の確保も、この住宅密集地である市東南部山麓地域に必要なと考えます。これらを勘案しますと、南山麓線は建設する意義があるものと私は思惟致します。</p> <p>なお、大規模災害時の緊急交通路の観点から申しますと、南山麓線に接続して大阪外環状線まで往来できる東西道も必要かと思いますが、大阪瓢箪山線を東に延長するか、あるいは大阪東大阪線を延長するか、どうするにしろ幅12m程度のものがあればよいと思います。</p> <p>ただ、南山麓線の路線計画が策定されたのは、相当以前のことであり、当時は用地買収の容易さからか、まだ市街化が進んでいなかっ</p>	<p>道路の都市計画は、将来まちづくり計画の方向性との整合性を図る必要があることや、都市計画道路の計画区域内では自由に建築できないという制限がかけられていることから、計画決定から長期間着手していない都市計画道路については、定期的に必要性を検証し、都市計画の合理性を担保する必要があります。</p> <p>今回の検証にあたっては、都市計画道路の交通機能、都市環境機能、都市防災機能、市街地形成機能を評価項目として必要性の検証を行っています。その結果、南山麓線は、隣接都市間相互の円滑な交通処理を行うための交通機能を評価できますが、同機能を有する代替路線が近接並行していること及び、その他に評価できる機能が無いことから廃止と判断いたしました。</p> <p>なお、代替路線については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果を踏まえ検討しております。旧大阪外環状線や大阪外環状線は、令和3年度時点で混雑度が低く、将来も減少傾向にあると見込まれていることから代替路線として評価しています。</p> <p>緊急交通路については、「東大阪市地域防災計画」において、大阪外環状線を広域緊急交通路に、旧大阪外環状線を地域緊急交通路に指定し、これらの緊急交通路から第1次避難所への避難経路及び物資搬送路となる道路を準地域緊急交通路として指定しております。地域の防災面や交通安全については道路拡幅等を個別に判断し、交通安全対策事業などを実施しています。</p> <p>また、新たなまちづくりに関する計画が定められるなど、都市計画として道路の必要性が高まれば、事業化の目途と合わせて新たに計画を定めてまいります。</p>

たと思われます地域に道路計画を置いたものと考えられますが、現在からみますと、この計画路線の場所もほぼすべて市街化しており、用地買収はどこに路線を策定してもあまり変わらない現状になっています。現在、この計画路線は現在市街化したこの市南東部山麓地域のかなり東方に偏位しています。また、かなりの急斜面のある現在の計画路線地では、幅員を 12m 確保するのも大変かとも想像します。これらの点から、計画路線は現在のまま事業着手するよりも、もう少し西方に計画変更した方が良いのではないかと思います。地域の中心に計画した方が地域住民の利便性への寄与も大きいでしょう。

具体的には枚岡駅の標高からそれほど上下しない形で南方に延伸するのが適切かと思えます。その方が自転車での移動にも利便性が高いと思われますし、またこの地域では現在バイクで移動する住民が多いようですが、急坂が多いこの地域で転倒事故を起こした話も耳にしておりますので、フラットな道路であった方が、市民の安全に寄与できるものと思われます。そして、この方向で南に延伸しますと、隣接する八尾市には、ちょうどバスが運行されていた広い南北道路が存在しますので、これとの接続も想定出来ると思えます。

議 案 第 3 号

令和8年1月29日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画道路大阪八尾線の変更（大阪府決定）について（諮問）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

## 東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・227-25号大阪八尾線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・227-25	大阪八尾線	東大阪市岸田西二丁目地内	東大阪市寿町一丁目地内	東大阪市寿町一丁目地内	約980m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

東部大阪都市計画道路 3・4・!!"ー!# 号大阪八尾線は、東大阪  
市域の西部に位置し、大阪市域と東部大阪都市計画道路 3・6・!!"  
ー#\$ 号柏田長瀬線を結ぶ路線である。

本路線と接続する東部大阪都市計画道路 3・6・!!"ー#\$ 号柏田  
長瀬線が廃止されることに伴い、本案のとおり、終点位置を変更す  
るものである。



# 計 画 図

凡 例

- : 変更
- : 変更廃止



0 250m

